

木更津市 中心市街地活性化基本計画の変更一覧表

認定番号	整理番号	事業重複	市町村名	新旧掲載頁	章	基本計画上の頁番号 [変更後]	基本計画上の頁番号 [変更前]	支援措置及び事業の区分	事業名	所管	支援措置名	変更内容	変更概要 [変更後]	変更概要 [変更前]	変更理由	目標精算	事業と関連する目標指標
237	1	2	木更津市	1	4	88	-	(2)①	まちなか景観形成推進事業	総務省	中心市街地活性化ソフト事業(Ⅳ)	(4)から移設 事業内容の変更 位置付け及び必要性の変更 【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和6年4月～令和7年3月 (その他の事項) 区域内	【内容】 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区の指定並びに地域景観を構成する重要な要素である景観重要公共施設の指定及びガイドラインの作成 【位置付け及び必要性】 【必要性】 地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進が図られることから、「休日歩行者通行量」の増加及び「中心市街地内の人口の社会増減」の増加に寄与するため。 【位置付け及び必要性】 【必要性】 記載なし 新規記載	【内容】 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区の指定及び地域景観を構成する重要な要素である景観重要公共施設の指定 【位置付け及び必要性】 【必要性】 記載なし	R6年度に支援措置(中活ソフト)を活用するため		歩行者通行量 人口社会増減
237	2	1	木更津市	2	4	-	92	(4)	まちなか景観形成推進事業			(2)①へ移設 事業内容の変更	記載削除	【内容】 景観形成重点地区の指定及び景観重要公共施設の指定	R6年度に支援措置(中活ソフト)を活用するため		歩行者通行量 人口社会増減

●その他の事項(1章～3章、8章～12章の変更)

頁	内容	頁	内容	頁	内容
P126	委員・幹事の修正(組織変更に伴うもの)				
P138	協議会開催状況を追加				

【支援措置及び事業の区分】
 (1)法に定める特別の措置に関連する事業
 (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業
 (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連
 (4)国の支援がないその他の事業する事業